

神戸市道路公社駐車場管理規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸市道路公社駐車場管理規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入庫及び出庫の時間)

第2条 自動車が入庫出来る時間及び出庫できる時間は、別表のとおりとする。

(駐車券の交付)

第3条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、入庫の際、駐車券の交付を受けなければならない。

(駐車料金の額等)

第4条 駐車場の料金の額、規程第6条第2項の規定により発行する定期駐車券の料金の額及び同条第4項の規定により発行する回数駐車券等の額は、別表のとおりとする。

2 規程第6条第2項に規定により発行する定期駐車券の利用可能時間帯は、別表のとおりとする。

(料金の免除等)

第5条 規程第10条第3号の規定による料金を徴収しないことができる自動車は、次に定めるとおりとする。

(1) 駐車場の管理業務にかかわる自動車

(2) 国又は地方公共団体の自動車で駐車場の施設その他を調査研究するために使用するもの

(3) 次項各号に掲げる自動車であって、市長の発行する「長時間駐車承認願」を提示したもの

2 規程第10条第3号の規定による料金を減免できるもののうち次のいずれかに該当する自動車は、駐車料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分を減額することができる。

(1) 神戸市在住の身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級から4級までの等級の身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車

(2) 身体障害者手帳の交付を受けているもので当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの又は精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）若しくは療育手帳（当該療育手帳に記載された障害の程度がAのものに限る。）の交付を受けている者であって神戸市在住のものが同乗する自動車であってその介護者が運転するもの

3 第1項3号の規定による駐車料金の免除又は、前項の規定による駐車料金の減額を受けようとするものは、あらかじめ神戸市立路外駐車場条例（昭和42年3月28日条例第53号）に規定する市長が発行する証票を提示しなければならない。

(禁止行為)

第6条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設を汚損し、又は損傷すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすこと。

(駐車券を紛失した場合の手続)

第7条 利用者は、第3条による駐車券の交付を受けた後、駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券紛失届・出車願書に入庫日その他必要な事項を記入し、駐車場管理者に提出しなければならない。

(定期駐車券の無効等)

第8条 理事長は、不正に使用された定期駐車券については無効とし、その後の当該不正使用をした者に対する定期駐車券の発行を停止することができる。

(定期駐車券の発行の中止)

第9条 理事長は、駐車場の利用の状況等を勘案し、定期駐車券の発行が適当でないとする場合には、定期駐車券の一部又は全部の発行を中止することができる。

(定期駐車券等の発売に係る領収書の発行)

第10条 定期駐車券及び回数駐車券を販売したときは、必要に応じて所定の領収印を押印した領収書を発行しなければならない。

(定期駐車券の解約)

第11条 有効期間前に定期駐車券の解約の申出があったときは、当該定期駐車券を回収の上、徴収済の料金を返還する。ただし、有効期間中に解約の申出があった場合については、理由の如何を問わず徴収済の料金は返還しないものとする。

2 駐車場の休止、廃止または、理事長が特別な理由とする場合は、徴収済の料金の返還について定めることができる。

(定期駐車券の再発行)

第12条 定期券の滅失又は紛失による再発行の申出があったときは、定期駐車券再発行願を提出させ、再発行日を開始日とする定期駐車券を再発行するものとする。ただし、残余期間が再発行の手續きに要する相当の日数を除いて3日以上あることを要するものとする。

(駐車券等の様式)

第13条 駐車券、定期駐車券、回数駐車券及び駐車券紛失届・出庫願書、領収書、領収印の様式は、次に定めるところによる。

(1) 駐車券	第3条関係	様式第1号
(2) 定期駐車券	規程第6条第2項関係	様式第2号
(3) 回数駐車券等	規程第6条第4項関係	様式第3号
(4) 駐車券紛失届・出庫願書	第7条関係	様式第4号
(5) 領収書		様式第5号
(6) 領収印		様式第6号
(7) 定期駐車券再発行願	第12条関係	様式第7号

(施行細目の委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。

(神戸市道路公社神戸駅南駐車場管理規程施行規則の廃止)

2 神戸市道路公社神戸駅南駐車場管理規程施行規則（平成4年3月）は廃止する。

附 則

この規則は、平成8年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

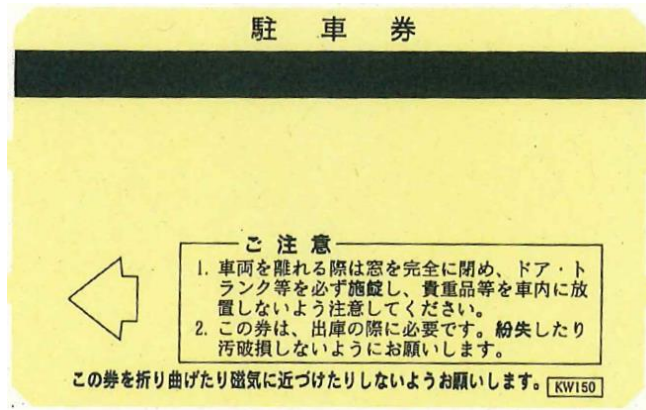
この規則は、令和 5 年 7 月 1 1 日から施行する。

別 表

駐車場名		荒田公園	三宮中央通り	大倉山
入出庫時間		入庫 5:00~23:00 出庫 5:00~24:00	入庫 7:00~23:00 出庫 7:00~24:00	24 時間
駐 車 料 金	料金	30 分まで 150 円 以後 50 円/10 分	30 分まで 250 円 以後 100 円/12 分	30 分まで 150 円 以後 50 円/10 分
	一日上限料金 (入庫した日の 24 時まで)	810 円	平日 1,530 円 土・日・祝日 1,830 円	1,020 円

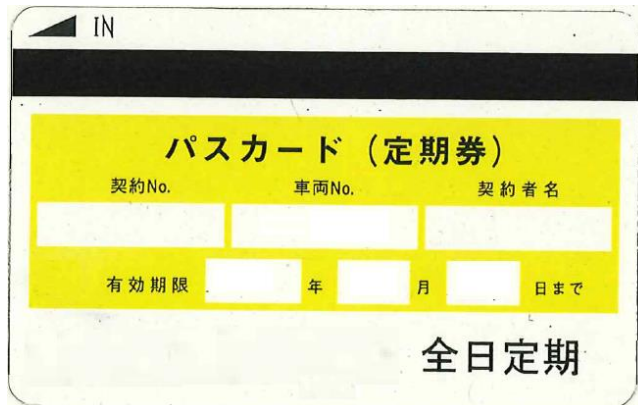
	夜間料金			100 円/60 分 (22 時～翌 7 時)	
	自動二輪車	1 日 1 回 310 円	1 日 1 回 410 円	1 日 1 回 410 円	
定期料金・ 1 ヶ月	全日定期	19,350 円	35,650 円	24,440 円	
	大口 割引 定期	10～19 台	17,420 円		22,000 円
		20～29 台	16,450 円		20,770 円
		30～39 台	15,480 円		19,550 円
		40～49 台	14,510 円		18,330 円
		50 台以上	13,550 円		17,110 円
	昼間定期	17,310 円 (7～22 時)	30,560 円 (7～22 時)	18,330 円 (7～22 時)	
	夜間定期	9,170 円 (20～翌 8 時)	22,410 円 (20～翌 8 時)	12,220 円 (20～翌 8 時)	
	平日昼間定期 (月～金)	14,260 円 (7～22 時)	22,410 円 (7～22 時)	15,280 円 (7～22 時)	
	大口 割引 定期	10～19 台	13,400 円		14,360 円
		20～29 台	12,980 円		13,900 円
		30～39 台	12,550 円		13,450 円
		40～49 台	12,120 円		12,990 円
		50 台以上	11,690 円		12,530 円
自動二輪車 全日定期	4,580 円	6,110 円	6,110 円		
回数 駐車 券	30 分間券 ／110 枚	15,000 円 (16,500 円相当)	25,000 円 (27,500 円相当)	15,000 円 (16,500 円相当)	
	30 分間券 ／11 枚	1,500 円 (1,650 円相当)	2,500 円 (2,750 円相当)	1,500 円 (1,650 円相当)	
プリペイドカード		3,000 円カード (3,300 円相当) 5,000 円カード (5,500 円相当)			

様式第1号



縦5.4cm 横8.6cm

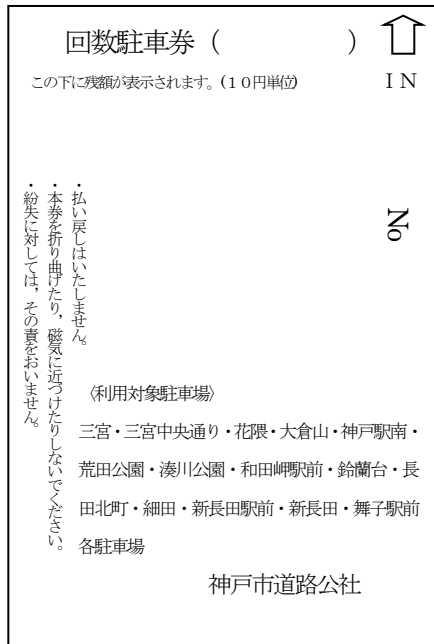
様式第2号



縦5.4cm 横8.6cm

様式第3号

(1) プリペイドカード (3,000円カード及び5,000円カード)



縦8.5cm 横5.7cm

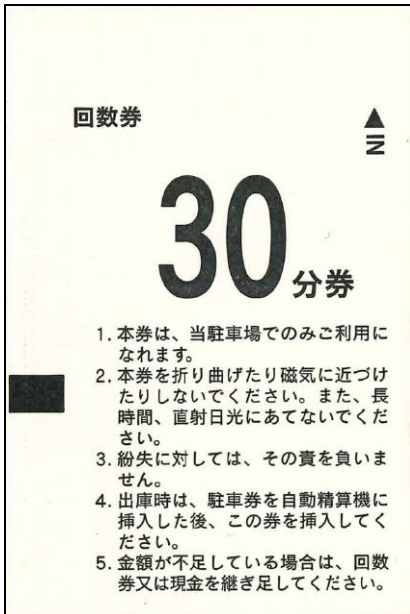


縦8.5cm 横5.7cm

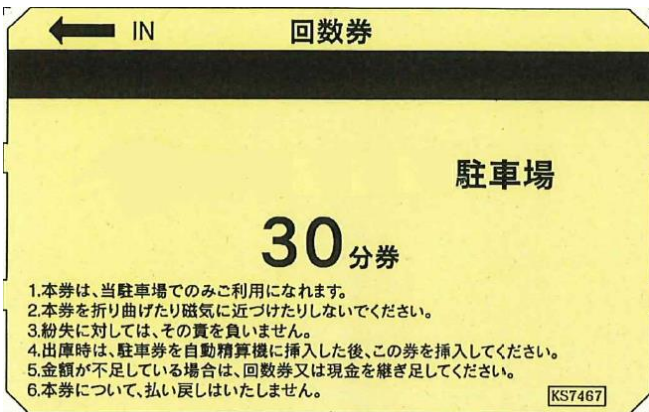


縦8.5cm 横5.7cm

(2) 回数駐車券 (30分券)



縦8.5 cm 横5.7 cm



縦5.4cm 横8.6cm

様式第4号

駐 車 券 紛 失 届 ・ 出 庫 願 書

年 月 日

神戸市道路公社理事長 様

住所 _____
氏名 _____
電話 () - _____

私は、 _____ 駐車場の駐車券を紛失いたしましたので、次のお届けします。
なお、私は車両番号 _____ の車両の出庫については正当な権限を有するので、出庫させて下さるようお願いいたします。また、今回の出庫に伴う一切の責任は私にあり、貴公社にご迷惑はおかけいたしません。

様式第5号

原 符

金額 _____ 円
ただし、回数券・定期券
プリペイドカード 代金

年 月 日

駐 車 場

発行者氏名 _____

No. _____

領 収 書

金額 _____ 円
ただし、回数券・定期券
プリペイドカード 代金
上記の金額を領収しました。

年 月 日

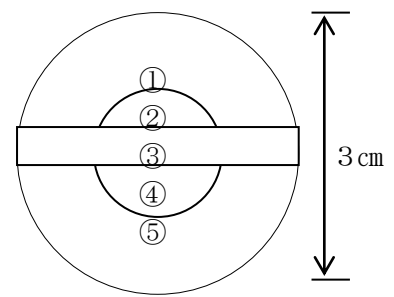
神戸市道路公社

駐 車 場

領収印

No. _____

様式第6号



- ① は、 駐 車 場 名
- ② は、 領 収 済
- ③ は、 日 付
- ④ は、 No. 1
- ⑤ は、 神 戸 市 道 路 公 社

	入庫年月日及び時刻	年 月 日 時 分頃
	定期駐車券の有無	有 無
	運転免許証の番号	
処 理 欄	受 付 年 月 日	年 月 日
	出庫年月日及び時刻	年 月 日 時 分
	収 受 駐 車 料 金 額	¥
	取 扱 者 氏 名	印

注意 1 定期駐車券の有無については該当箇所に○印をつけてください。
2 処理欄には記入しないでください。

定期駐車券再発行願

年 月 日

神戸市道路公社理事長様

駐 車 場	駐 車 場			
車 両 番 号				
車 種 ・ 者 名				
氏 名	印			
種 別	全日	昼間	平日昼間	夜間
通 用 期 間	自	年	月	日
	至	年	月	日
金 額	¥		—	
再 発 行 年 月 日	年	月	日	

(再発行を要する理由)

理 由

駐車場処理欄	駐車場処理者氏名： 印		
紛失定期駐車券	No.	無効登録処理日：	年 月 日
再発行定期駐車券	No.	—	